

「確定した執行決定のある仲裁判断」に基づく強制執行に対する請求異議の訴えの可否（消極）

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成28年7月13日

【事件番号】 平成25年（ワ）第4919号

【事件名】 請求異議事件

【裁判結果】 請求棄却

【参照法令】 民事執行法22条6の2、35条1項・2項、仲裁法45条1項・2項2号

【掲載誌】 判時2320号64頁

LEX/DB 文献番号 25536814

事実の概要

1 有限会社Xは、平成20（2008）年4月4日、Xを貸主、Aを借主とする同月7日付の金銭消費貸借契約（貸付金額1億9,600万円）に署名した。他方、翌8日付で、Xを借主、Yを貸主とする、右契約とはほぼ同条件の借用契約書（以下「本件契約書」）が存在し、同書中には、本件契約書に関連して発生する全ての紛争についてモスクワ市のロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所がその仲裁規則に従って行う解決に委ねる旨の記載がある（以下「本件仲裁合意」）。同月10日、YはY名義の銀行口座（ラトビア共和国）からX名義の銀行口座（日本）に1億9,600万円を送金し、16日、XはA名義の口座（ロシア）に1億9,600万円を送金した。その後、Yが本件仲裁合意に基づいて仲裁を申し立てたのに対して、2010（平成22）年8月17日、Xに、貸付金1億9,600万円とその借入・遅延の利息、ならびに本件でYが支出した費用及び仲裁費用約5万米ドルの支払を命じる仲裁判断が下された。なお、同年4月10日、Yの取締役でもあったXの取締役D・EはXを辞任し、10月4日、Aはロシア連邦イルクーツク州仲裁裁判所に倒産者認定申請を行っている。

2 右仲裁判断に基づくYの執行許可の申立てに対して、東京地方裁判所は、2012（平成24）年6月29日、執行許可決定をし、さらに同年11月8日、Xの即時抗告を棄却した。そこでXは本件請求異議の訴えを提起して、①本件仲裁合意を含む本件契約書は偽造文書であり、存在しない本件仲裁合意によりなされた本件仲裁判断は一般法理又は仲裁法45条2項2号により無効である、

②偽造された本件契約書に記載されている本件債権は発生しておらず、民事執行法35条2項の「確定判決」に仲裁判断は含まれない、③X名義の銀行口座は送金手段として利用していたに過ぎず、本件契約書は通謀虚偽表示により無効である、④Yには、実質的に同一法人であるAを突如破産させてXの貸金回収を不可能にした不法行為、⑤契約責任が認められる、⑥Yが本件仲裁判断を得た経緯に照らすと本件仲裁判断に基づく強制執行は権利の濫用であり、公序良俗に反する等主張した。これに対してYは、①②及び⑥は、本件執行決定の一審及び抗告審あわせて14か月に及ぶ慎重な審理の中で実質的に議論が尽くされており、同一論点の蒸し返しは信義則上許されない、と応じた。

判決の要旨

1 民事執行法35条1項「後段が、『裁判以外の債務名義の成立』について、異議事由することを許した趣旨は、慎重な司法手続を経ていない種類の債務名義にあつては、その成立をめぐる争いを生じることがしばしばあり、これを裁判手続で審査する必要性が高いからであると解されるところ、仲裁判断については、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをして、仲裁判断の成立に関する瑕疵を争うことができること（仲裁法44条）、仲裁判断の執行決定においても、仲裁合意の有効性や仲裁手続の適法性など、仲裁判断の成立に関して審理することが予定されていること（同法46条8項、45条2項各号）等に照らせば、確定した執行決定のある仲裁判断については、『裁判以外の債務名義』には該当しない」。

2 「同条2項が、異議事由を時間的に制限した趣旨は、請求権の存在が確定判決により、既判力の基準時である口頭弁論終結時をもって確定された以上、これより前に発生した事由については、債務者が、その存在を知っていたか否かにかかわらず、既判力の効果として主張し得ないとする点にあり、このような趣旨は、確定判決以外の債務名義についても、既判力を有する債務名義には妥当すると解すべきである。そして、仲裁判断は、『確定判決と同一の効力を有する』（仲裁法45条1項本文）と明文で規定されており、既判力が認められていることからすれば、確定した執行決定のある仲裁判断は、民事執行法35条2項の『確定判決』に含まれ、同項の『口頭弁論の終結後』との文言は、仲裁判断の既判力の基準時である『仲裁判断がされた後』と読み替えられるものと解するのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、外国仲裁判断に基づく日本での強制執行の不許が求められた事案において、債務名義である「確定した執行決定のある仲裁判断」（民事執行法22条6の2〔以下、同法については条項数のみ示す〕）に35条1項及び2項を解釈・適用し、次のように判断して異議事由を制限した画期的な判決である。

第1に、本判決は、35条1項後段の「趣旨」として、「裁判以外の債務名義」の成立についての異議を認めているのは、「慎重な司法手続」を経していないがゆえにしばしば生じるその成立をめぐる瑕疵を「裁判手続」で審査する必要があるためだと解釈することにより、「確定した執行決定のある仲裁判断」は「裁判の債務名義」と断じた（判示事項①）。なぜなら、仲裁判断に関しては、裁判所に対する取消しの申立てや執行決定において「仲裁判断の成立に関して審理することが予定されている」からである。

第2に、本判決は、35条2項の「趣旨」として、「異議事由を時間的に制限」しているのは、「確定判決」により請求権の存在が「既判力の基準時」をもって確定することにあると解釈することにより、「既判力のある債務名義」については「確定判決」に関するこの「趣旨」が「妥当する」とし

た（判示事項②）。というのも、仲裁判断は「確定判決と同一の効力を有する」すなわち既判力を有するがゆえに、35条2項のいう「確定判決」に含まれるからである。

ただ、本判決でなされた様々な文言の読み替えは、「仲裁判断」や「確定判決」の法的性質ではなく機能に即してなされたものであり、このことが法的性質をめぐる理論的課題を浮き彫りにすることになった。

二 「確定した執行決定のある仲裁判断」の法的性質——判示事項①

1 35条1項後段の趣旨

同条項の趣旨については、従来、「裁判以外の債務名義にあつては、その成立に手続上の瑕疵があつて争いになることが多いのであるが、債務名義としての役割を果たすものである以上、これを訴訟手続によりこれを審査する機会を設けないのはその性質から問題である」¹⁾などと説明され、この異議の事由となりうるのは、「裁判以外の債務名義の成立過程に存し、これを無効ならしめる瑕疵（取消しの結果無効となる場合を含む）で、口頭弁論に基づき審理・判断を為すのを相当とするもの」²⁾（傍点、引用者。以下同じ）であるとされてきた。これに対して本判決は、「慎重な司法手続を経していない」債務名義にあつては「その成立をめぐる争いを生じることがしばしばあり、これを裁判手続で審査する必要性が高い」ことがその趣旨だと認じたうえで、仲裁法上、仲裁判断の成立に関しては仲裁判断の取消しや執行決定に係る2度の「裁判所」における「審理」が予定されているから、その有無を口頭弁論に基づいて改めて審査・確定する必要はないと結論した。このことは、仲裁判断取消しの裁判の決定手続化と足並みを揃えて、従来の執行判決制度を執行決定制度へと変更した2003年の仲裁法制定との関連で重要な意味を持つ。なぜなら、「慎重な審理」が必要だとする本判決の説示は、その立法趣旨と整合しないからである。

2 執行判決から執行決定へ

(1) 執行判決制度の趣旨

旧法下の執行判決制度の趣旨について、兼子一博士は、「仲裁契約に基く仲裁人の仲裁判断は、当事者間において一應確定判決と同一の効力が認

められるけれども（民訴八〇〇條）、法定の事由があれば、何時でも取消の訴を以て取消される不安定な状態にあるから（民訴八〇一條）、これに基づいて執行するには、豫め判決手續において取消の事由のないことを積極的に確定した上で、始めて許すこととしたものだ³⁾、と説明している。またその審理については、「口頭弁論を基礎とし、三審級の保障を伴った判決手續でなければ違憲であるとはいえないとしても、少なくとも両当事者に対する弁論権・証拠提出権の保障を伴った対審構造手續であることは必要であり、既存の手續の中では、判決手續が最も適当である」と竹下守夫博士により指摘されている⁴⁾。このように執行判決制度は、強制執行の前提として、債務名義の消長に関わる仲裁判断についての取消事由の存否を、対審構造手續での審理に基づき、判決をもって確定させるための仕組みであった。

(2) 決定主義化の趣旨

これに対して2003年の仲裁法では、仲裁に関する司法審査は全て決定手續化された。この理由は主に次の2点である。1つは、「仲裁手續がいわば一審限りの迅速な解決を期する紛争解決制度であり、当事者も紛争の早期解決を望んでいる」とする迅速性の要請である。というのは、もともとあった要望に比べると、「機動的な審理によって早期決着を図ることを可能にする必要」があったからである⁵⁾。もう1つは非公開性の要請であり、「公開原則の方は、むしろ仲裁の本質に反する」から「必要とは思われない」と考えられていた⁶⁾。つまり「仲裁契約があるかどうかは、裁判を受ける権利の放棄につながるかどうか。だから、決定主義で簡単に審理していいかどうかという問題」だったのであり⁷⁾、「決定手續における審尋のままに對審性を保障することは可能はず」だから、「必要的口頭弁論ではなく、決定手續における審尋で、かつ相手方の審問請求権を保障するような制度」であれば十分だとされたのであった。

(3) 「確定した執行決定のある仲裁判断」の法的性質

このように、仲裁判断の債務名義形成に至る審理は、迅速化と非公開を重視して決定手續化された。しかし本件では、被告Yの指摘によると、執行決定の一審及び抗告審あわせて既に14か月に及ぶ「慎重な審理」が行われた。このことは、必

ずしも「裁判の債務名義」とは言い切れない「仲裁判断」を「裁判の債務名義」と機能的に読み替えるには、「確定した執行決定のある仲裁判断」という形で「確定した執行決定」が必要であり、しかもそこでいう「確定した執行決定」は、「迅速な解決を期」して「決定主義で簡単に審理していい」ものというわけにはいかない、ということを示唆している。いわば本判決では、「確定した執行決定のある仲裁判断」の法的性質を「裁判」だと理解しており、その裏返しとして、「確定した執行決定」のないただの「仲裁判断」のみでは、何らかの「裁判」とはみなせないと解釈していたことになる。

しかしこのように解すると、判示事項②との関係で、法的性質に関わる新たな問題が生じる。なぜなら、次に検討するように、これを論理的に突き詰めると、今度は「確定した執行決定」のないただの「仲裁判断」が、「裁判手續」で行う「口頭弁論」と同視できることになってしまうからである。

三 仲裁判断の法的性質——判示事項②

1 35条2項の解釈

(1) 「確定判決」への読み替え

「裁判の債務名義」と性質決定した「確定した執行決定のある仲裁判断」について、判示事項②ではより端的に「確定判決」と同視されている。なぜなら、「既判力の効果として」「異議事由を時間的に制限」するという35条2項の趣旨は、確定判決以外の債務名義であっても既判力を有するものについては妥当すると解され、したがって、仲裁法上「確定判決と同一の効力を有する」と明文で規定され（45条1項）「既判力が認められている」仲裁判断は正にこれに当たる、と考えられたからである。同条項の趣旨を債務名義が有する既判力の遮断的作用に求め、確定判決以外の債務名義でも既判力を有するものについては同様の制限を認めるべきとする理解はこんにち一般的なものだといえ⁸⁾、ここで注目されるのは専ら「確定した執行決定のある仲裁判断」に既判力の遮断効を及ぼすための文言の読み替えの部分である。

(2) 既判力の所在

本判決は、既判力の所在である「確定判決」を「確定した執行決定のある仲裁判断」に読み替える。なぜなら、確定した執行決定のある仲裁判断

は、「既判力が認められている」仲裁判断を構成要素に含んだ「裁判の債務名義」(判示事項①)だからである。

(3) 既判力の基準時

次いで「確定判決」の「既判力の基準時である口頭弁論終結時」と対比させて、「口頭弁論の終結後」は、「仲裁判断の既判力の基準時」である「仲裁判断がされた後」と読み替えられている。この点については、学説上、事実審の終結時とするのが妥当であるが、仲裁判断書の作成日とは一致しないから、それがいつなのかを仲裁判断書に明記すべきだとの指摘がある⁹⁾。

2 「仲裁判断」の法的性質

本判決は、執行決定確定後に主張することができる異議事由が制限される根拠を、「確定した執行決定のある仲裁判断」が「確定判決」と同視できることに求めた。このことが含意しているのは、「確定した執行決定」のないただの仲裁判断だけでは、法的性質上、「確定判決」(「裁判」)と同等には扱えない、という論理的帰結である。また、このように考えれば、仲裁判断は「確定判決」とは法的性質を異にするからこそ「確定判決と同一の効力」¹⁰⁾が法律上わざわざ付与されているのだとの一貫した理解が可能ともなる。

ただその一方で、「確定判決の既判力の基準時」である「口頭弁論終結時」との対比において、「仲裁判断の既判力の基準時」が「仲裁判断がされた後」と読み替えられるということは、35条2項に限るとしても、「仲裁判断」が「口頭弁論」という「裁判手続」と同視できることを示唆している。このことは、「仲裁判断」を「当事者が合意により創設する裁判機関による裁判」¹¹⁾、あるいは「契約を前提に成り立つ私設裁判」であって「その本質において、裁判官のする判断作用と同じである」¹²⁾とする従来の一般的な理解には合致するかもしれない。しかし、「確定した執行決定」のないただの「仲裁判断」のみでは、何らかの「裁判」とはみなせないとした上記の法的性質に関する説示とはどう整合するのだろうか。この点は、仲裁判断の法的性質をどう意義付け、仲裁という「私設裁判」をどのような法理論に基づいて国家の法制度の中に「法認」¹³⁾していくのかという、今後の理論的課題として残されている。

四 本判決からの示唆

本判決は、「裁判の債務名義」を「裁判手続」を経る機会の有無の問題に、「確定判決」の性質をその債務名義(の構成要素)が遮断作用を持つかどうかという機能的な問題に転換することで、「確定した執行決定のある仲裁判断」にそれぞれの法的性質を認めた。しかし逆に、法的性質に着目しながら検討してみると、決定手続化を選択した仲裁法において「仲裁判断」の法的性質をどう考えるのかという理論的課題が浮かび上がってくる。「迅速性」の要請と手続の適正の両立は実務上も重要な問題であり、今後改めて問い直していく必要があるだろう。

●—注

- 1) 鈴木忠一＝三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』(第一法規出版、1984年)601頁[吉井直昭]。このほか、名義自体の取消し・変更可能性の観点から説明するものとして、中野貞一郎『民事執行法[増補新訂六版]』(青林書院、2010年)244頁。
- 2) 竹下守夫『民事執行法の論点』(有斐閣、1985年)81頁。
- 3) 兼子一『増補 強制執行法』(酒井書店、1955年)81頁。
- 4) 竹下・前掲注2)書69頁。
- 5) 近藤昌昭ほか『仲裁法コメンタール』(商事法務、2003年)246頁。
- 6) 仲裁検討会議事録(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/04tyusai.html> (2017年7月14日閲覧)) [第4回委員発言]。
- 7) 仲裁検討会議事録 [第3回座長発言]。
- 8) 例えば、竹下守夫「請求異議の訴え」三ヶ月章＝中野貞一郎＝竹下守夫編著『新版民事訴訟法演習2』(有斐閣、1990年)210頁、中野・前掲注1)書249頁。なお、鈴木＝三ヶ月・前掲注1)書609頁[吉井]は、22条3号の債務名義及び「確定判決と同一の効力を有するもの」のうち「裁判的な性格を有するものが債務名義であるとき」には同様の遮断が認められるとする。
- 9) 小島武司＝猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014年)435頁。
- 10) このうち既判力については例外が広く認められている。大決昭6・4・22民集10巻380頁、大判昭14・8・12民集18巻903頁(和解調書)、東京高判昭38・12・19判決時報14巻12号326頁(調停調書)、東京高判昭41・10・13下民集17巻9＝10号962頁(認諾調書)等。
- 11) 小山昇『仲裁法[新版]』(有斐閣、1983年)5頁。
- 12) 小島＝猪股・前掲注9)書2頁、389頁。
- 13) 小山・前掲注11)書2頁、37頁。